

# ● 特殊車両の指導取締を実施 (H28.6.17)

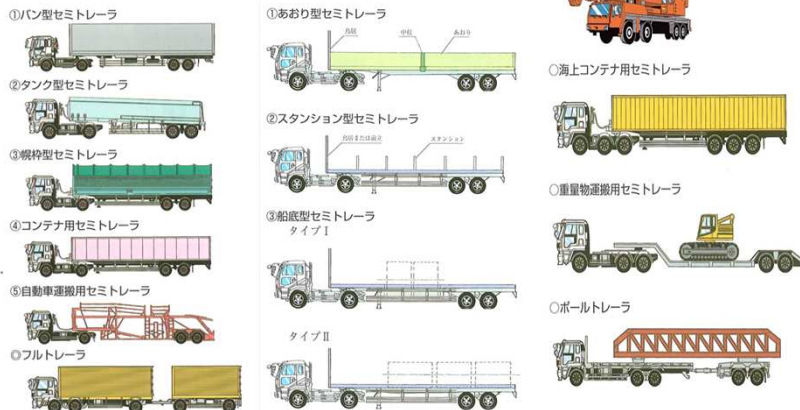
- 特殊車両は道路構造物に影響を与えるため、道路の通行は**原則禁止**とされています。しかし、**物流の効率化**になくなくてはならない存在のため、**道路管理者が認める場合に限り**通行が可能となります。これを**特殊車両通行許可制度**と言います。
- 広島国道事務所では、**特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導**を行うことを目的に、広島県警察本部交通機動隊と協力し、平成28年6月17日に特殊車両の指導取締を実施しました。

## ■ 指導取締の状況 (国道2号大竹車両計量所：広島県大竹市)

※掲載の車両写真は、取締の状況写真であり、違反の写真ではありません。



### 〈特殊車両に該当する車両〉



※車両の形態を示したものであり、必要な軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。

### ● 特殊車両の通行による道路への影響

超重量車両が及ぼす橋への負担

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!

軸重が制限(10t)の2割超過(12t)



仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

超重量車両が及ぼす橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。

